

仙北市特定家畜伝染病防疫対応 マニュアル

平成 2 6 年 1 2 月 8 日

仙北市

目 次

I	目的	-2-
II	対策方針	-2-
III	通常時の取り組みについて	-2-
IV	疑い事例の連絡があった場合の対応について	-4-
V	病性決定後（発生確定）の対応について	-4-
VI	風評被害対策について	-7-
	【参考資料 1】飼養衛生管理基準	-8-
	【参考資料 2】家畜伝染病予防法に基づく措置及び家畜防疫を総合的に推進するための指針に基づく規定	-9-
	【参考資料 3】秋田県危機管理計画に基づく県の防疫体制	-11-

I 目的

このマニュアルは、仙北市（以下「市」）において特定家畜伝染病（家畜伝染病予防法第3条の2第1項に定められている家畜伝染病の口蹄疫、牛疫、牛肺疫、牛海綿状脳症、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ、（以下、「本病」）が発生した場合及び市に移動の規制区域が生じた場合もしくは市以外の地域（他県を含む）において本病が発生し市内畜産業への影響が懸念される場合、市としてすべき特定家畜伝染病の防疫対策を定めるものである。

なお、市が行う対策については、秋田県（以下、「県」）や近隣自治体と緊密に連携を図るものとし、各部署は、市長の指示の下、防疫活動を迅速かつ適切に実施するため、相互に十分な連携を図ることとする。

II 対策方針

- 1 平素から秋田県南部家畜保健衛生所（以下、「家保」）と連携を図り、家畜・家きんの飼養者に対する消毒の徹底や防鳥ネットの設置等、家畜伝染病予防法の第12条の3に基づく飼養衛生管理基準の遵守指導を行い、特定家畜伝染病の発生を予防する。

また、家保が実施する特定家畜伝染病の発生を想定した防疫演習及び研修会等に参加し、発生時の対応に備える。

- 2 市内で特定家畜伝染病の発生が確認された場合、市長を本部長とする「仙北市特定家畜伝染病対策本部」（以下、「市対策本部」という。）を設置するものとする。

- 3 特定家畜伝染病発生時には、殺処分及び移動制限等により本病の撲滅を図り常在化を防止する必要があることから、県、隣接市町及び関係団体と連携し、迅速かつ徹底した防疫措置を講じ早期に終息を図るものとする。

- 4 市は県の講じる措置に協力するとともに、市民生活の不安解消や風評被害対策を図るため、広報活動や市民相談などを行う。

III 通常時の取り組みについて

- 1 家畜・家きんの飼養者に対する指導

家畜・家きんの飼養者に対して家保と連携を図り、特定家畜伝染病を含む

家畜伝染病の発生予防対策として以下のとおり指導を実施する。

- (1) 異常家畜・家きん発見時の通報義務の徹底、周知及び飼養衛生管理基準【参考資料1】の遵守指導
 - (2) 特定家畜伝染病発生時の農場対応指導（焼埋却場所等の選定等）
 - (3) 本病に関する研修会や予防対策指導の実施
 - (4) パンフレット等の配布
 - (5) 家畜・家きん飼養者等（愛玩を目的とした飼養者等）の把握
 - (6) その他、家保が実施する指導等に対する協力
-

2 防疫演習・研修会の参加

家保が実施する特定家畜伝染病の発生を想定した防疫演習及び研修に積極的に参加し、市の対応を訓練する。

3 動員及び集合施設・車両等の把握

特定家畜伝染病が発生した場合に備え、消毒ポイント等に従事する職員の動員体制の構築及び防疫作業等に利用可能な市が所有する集合施設や車両（普通自動車、バス、トラック、重機等）について把握しておき、県からの要請の際、速やかに対応できる体制を整える。

4 畜産関係施設の防疫対策の徹底

市内に所在する共同利用堆肥化施設や「化製場等に関する法律」に基づく家畜死体冷蔵保管施設等に出入りする車両、従事者等の履物等を消毒する等、防疫対策を徹底する。

5 死亡獣畜取扱場の整備

「化製場等に関する法律」に基づく死亡獣畜取扱場を所有している場合は利用可能な状態に整備を行う。

6 農家等への啓発・情報提供

特定家畜伝染病に関する情報を積極的に収集し、以下のとおり広報紙等の手段を活用して市民に対し情報を提供する。

- (1) 市政だより等の広報紙を活用
- (2) 市のホームページの活用
- (3) ファクシミリの活用

Ⅳ 疑い事例の連絡があった場合の対応について

特定家畜伝染病の発生の疑い事例により設置された秋田県地域危機管理連絡部（以下、「地域連絡部」）から連絡があった場合、市は対策本部設置の準備を行い、病性決定（発生確定）後に実施される防疫対応の準備を行う。

1 市対策本部設置の準備

関係部所等へ連絡するとともに市長を本部長とする対策本部設置に係る準備を行う。

2 地域連絡部と連携し、以下の項目について協議し準備する。

- （１）移動制限区域及び搬出制限区域の決定について（地名、地番の情報）
- （２）消毒ポイントの選定について（疑い事例農場周辺の緊急消毒ポイントを含む及び市道の占有に係る手続き等を含む）
- （３）移動制限区域内及び搬出制限区域内の家畜・家きんの飼養者（愛玩目的の飼養者を含む）のリストアップ、連絡先等の確認
- （４）発生農場における作業場所の選定及び給排水設備等の情報について
- （５）処分家畜等の焼却または埋却に関する事
- （６）処分家畜等を埋却する場合は候補地の選定について
- （７）発生農場の防疫作業に必要な集会場等の候補施設の選定について
- （８）消毒ポイント等防疫作業等への動員について
- （９）制限区域内等の農場検査に係る車両と案内について
- （１０）移動制限区域内の愛玩用家畜・家きん飼養者に対する広報等による移動自粛の周知について
- （１１）疑い事例農場周辺住民への説明会の開催準備
- （１２）市民相談窓口の設置の準備
- （１３）その他防疫措置に必要な事項

Ⅴ 病性決定（発生確定）後の対応について

病性決定（発生確定）により設置された秋田県現地危機管理対策本部（以下、現地対策本部）から病性決定（発生確定）の連絡を受信後、市長を本部長とする仙北市対策本部を設置する。

1 市対策本部会議の開催

病性決定後に仙北市対策本部会議を開催し、作業、動員、資器材、防疫対応の確認を行い、上記Ⅳの２に基づく各防疫措置を実施する。

2 移動制限区域内及び搬出制限区域内の対応

- (1) 現地対策本部と協力し移動制限区域内及び搬出制限区域内の家畜・家きん飼養者（愛玩目的の飼養者を含む）に対し、広報等により制限を周知
- (2) 現地対策本部が依頼する家畜・家きんを飼養者の疫学に関する聞き取り調査
- (3) 現地対策本部が実施する移動制限区域内の家畜・家きん（愛玩目的の飼養の場合は防疫措置の対象となるものを含む）の清浄性確認検査等への協力
 - ア 車両の確保・案内
 - イ 検査に係る順路の決定
- (4) その他、現地対策本部の依頼事項

3 消毒ポイントの対応

- (1) 現地対策本部と連携し消毒ポイントの設営
- (2) 市道の道路占有許可等事務
- (3) 消毒ポイントを通過する畜産関係車両及び一般車両等の消毒
- (4) 各消毒ポイントの給水
- (5) その他、現地対策本部の依頼事項

4 畜産関係施設の防疫対応

現地対策本部の指示に基づき、市内に所在する共同利用堆肥化施設や家畜死体冷蔵保管施設等の畜産関係施設の防疫措置を徹底する。

- (1) 施設の利用の記録の確認
- (2) 施設の利用の制限
- (3) 施設内の物品等の移動の制限
- (4) 出入りする車両及び人の衣類や履物等の消毒の実施
- (5) その他、まん延防止に必要な事項

5 集会場での対応

現地対策本部の指示に従い、集会場の運営に関する下記の作業等に従事する。

- (1) 駐車場での車両誘導
- (2) 動員者の誘導及び受付
- (3) 集会場の運営及び維持管理
- (4) 集会場と発生農場間の資材の輸送

- (5) 集会場の一般ゴミの処理（非汚染物）
- (6) その他、現地対策本部からの依頼事項

6 発生農場での対応

各作業に動員された職員は、現地対策本部の指示に従い下記の防疫作業等に従事する。

- (1) 発生農場における給排水の確保
- (2) 発生農場における一般ゴミの処理（非汚染物）
- (3) サポート作業
 - ア 動員者への防疫資材等配布
 - イ 防護服脱着作業の手伝い
 - ウ 防疫従事者への消毒液の噴霧
 - エ うがい液の調整
 - カ 踏み込み消毒槽の消毒液の交換等
 - キ 処分家畜・家きん及び汚染物品等のカウント及び記録（袋・容器数）
 - ク 処分家畜・家きん及び汚染物品等の運搬車両への積み込み
 - ケ 農場出入口での運搬車両等の消毒等
- (5) 不足資材等の搬入
- (6) 農場消毒作業
- (7) 発生農場周辺の交通整理 ※ 県警察と連携
- (8) 焼却施設・埋却地での対応
 - ア 処分畜及び汚染物品等の受入れ作業
 - イ 周辺住民の相談等の対応
- (9) 現地対策本部が行う発生農場及び損害のあった農場の支援対策に係る作業に協力し、家畜・家きん飼養者への損害調査を行う。
 - ア 発生農場における殺処分された家畜・家きんの頭羽数の把握
 - イ 発生農場における処分された汚染物品の発生量の把握
 - ウ 移動制限に伴う家畜・家きんの売り上げの減少額又は飼料費、輸送費若しくはその死体の焼却費、埋却費若しくは化製費の増加額の把握
 - エ 移動制限に伴う生乳、家畜人工授精用精液、家畜受精卵及び卵の売上の減少額又は保管費、荷役費、輸送費、償却費、埋却費若しくは化製費の増加額の把握
- (10) 殺処分家畜・家きん等に対する手当金の交付に係る評価人の選定
- (11) その他、現地対策本部からの依頼事項

7 地域住民説明会の開催

発生農場及び焼却施設又は埋却地の周辺住民に対して、現地対策本部の協力のもと次の内容の説明会を開催し、不安解消や防疫作業に対する理解を求める。

- (1) 発生状況及び防疫措置
- (2) 仙北市及び秋田県の対応及び進捗状況
- (3) その他、必要な事項

VI 風評被害対策について

1 市民の相談窓口の開設

特定家畜伝染病が発生した場合には、総合的な相談窓口を開設する。

- (1) 仙北市民の健康相談
- (2) 食の安全（食肉及び鶏卵）に関する相談
- (3) 飼育動物（愛玩動物）に関する相談 等

2 市民に対する広報活動

特定家畜伝染病が発生した場合には市民生活の不安解消のため、現地対策本部と連携し発生状況や取り組み状況等について広報を行う。

- (1) パンフレットや広報紙を作成し配布
- (2) 市のホームページを活用し最新情報を提供
- (3) 防災無線の活用 等

3 学校等への情報提供

- (1) 動物（家畜・家きんの飼養を含む）を飼育している正しい情報の提供により適切な対応を求め、不安の解消や被害発生の防止に努める。
- (2) 児童、生徒等の通学の安全を確保する。

4 農場の支援対策

現地対策本部と連携し、発生農場等に対する経営支援対策を行う。

【参考資料 1】

飼養衛生管理基準

(家畜伝染病予防法施行規則第 21 条において規定)

- 1 畜舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行うとともに、家畜及び作業衣、作業靴等を清潔に保つこと。
- 2 畜舎に出入りする場合には、手指、作業衣、作業靴等について、家畜の伝染性疾患の病原体がひろがるのを防止するために必要な消毒その他の措置をとること。
- 3 飼料及び水に家畜及びねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう努めること。
- 4 他の農場等から家畜を導入する場合には、当該家畜を導入することにより家畜の伝染性疾患の病原体がひろがるのを防止するため、当該家畜に異常がないことを確認するまでの間他の家畜と接触させないようにすること。
- 5 他の農場等に立ち入った者がみだりに畜舎に立ち入らないようにするとともに、他の農場等に立ち入った車両が農場に出入りする場合には、当該車両の消毒に努めること。
- 6 畜舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞なく修繕を行うとともに、窓、出入口等の開口部にネットその他の設備を設けることにより、ねずみ、野鳥等の野生動物及びはえ、蚊等の害虫の侵入の防止に努め、必要に応じて駆除すること。
- 7 家畜を他の農場等に出荷する場合には、当該家畜が移動することにより家畜の伝染性疾患の病原体がひろがるのを防止するため、当該家畜の健康状態を確認すること。
- 8 家畜の異常をできるだけ早期に発見することができるよう、家畜の健康管理に努め、異常が認められた場合その他必要な場合には、獣医師の診療を受け、又は指導を求めること。
- 9 家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないこと。
- 10 家畜の伝染性疾患の発生の予防に関する知識の習得に努めること。

【参考資料2】

1 家畜伝染病予防法に基づく措置

(1) 家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止

第3条の2 特定家畜伝染病防疫指針等

- 3 市町村長は、特定家畜伝染病防疫指針及び特定家畜伝染病緊急防疫指針に基づき、この法律の規定による家畜伝染病の発生の予防及びまん延防止のための措置を講ずるものとする。

(2) 患畜等の発生の公示

第13条 患畜等の届出義務

1～3 略

- 4 当該家畜又はその死体の所在地を管轄する市町村長は、前項の規定による通報があつたときは、農林水産省令で定める手続に従い、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(農林水産省令「家畜伝染病予防法施行規則」 患畜等の発生の公示)

第24条 法第13条第4項規定による公示は、家畜伝染病の種類及び家畜の種類ごとに次に掲げる事項につきしなければならない。

- (1) 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭羽数
- (2) 発生の場所又は区域
- (3) 発生年月日
- (4) その他参考となるべき事項

(3) 患畜、疑似患畜及び汚染物品等の評価

第58条 手当金

1～4 略

- 5 都道府県知事は、農林水産大臣に前項の意見を具申するには、農林水産省令の定めるところにより、あらかじめ選定した3人以上の評価人の意見をきかなければならない。

(農林水産省令「家畜伝染病予防法施行規則」 評価人)

第61条 法第58条第5項及び令第10条第3項の評価人は、家畜防疫員、家畜防疫員以外の地方公務員で畜産の事務に従事するもの及び地方公務員以外の者で畜産業に経験のあるもののうちからそれぞれ1名以上選定するものとする。

2 家畜防疫を総合的に推進するための指針に基づく規定

『家畜防疫実施体制の整備(抜粋)』

(1) 国、県、市町村、関係団体、家畜所有者等の果たすべき役割

イ 市町村は、次の取組を行う。

(ア) 家畜所有者等が行う自衛防疫の推進及び連絡調整

(イ) 家畜所有者の行うべき防疫措置の実施に対する支援

(ウ) 県が行う防疫活動への協力

(3) 緊急措置の実施体制の整備

カ 死体等の処理体制の整備

(ア) 家畜所有者は、死体及び汚染物品の焼埋却等が速やかに実施できるよう、その処理方策の検討及び死体等の焼埋却場所等の確保に努める。

(イ) 県及び市町村は、関係機関及び関係団体と連携して、家畜伝染病の集団発生等により多数の死体及び汚染物品が生じる場合を想定し、焼却、埋却及び化製処理が可能な施設のリストアップ、発生時の相談窓口の確認及び事前説明並びに関係団体等が行う死体等の運搬及び処理体制の整備についての指導・推進に努める。

『各防疫措置の進め方(抜粋)』

(2) まん延防止措置

エ 情報提供

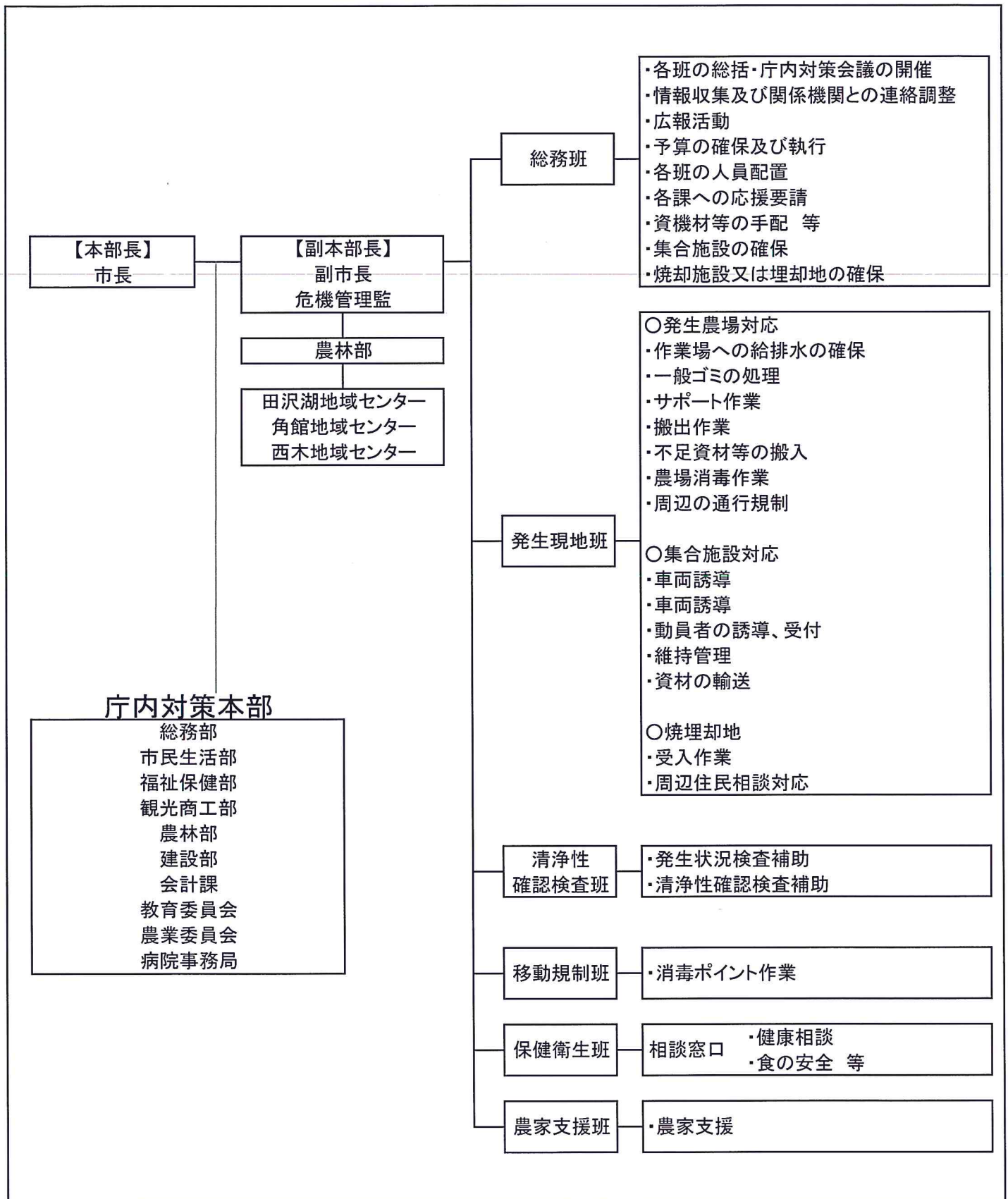
国、県及び市町村は、広域にまん延するおそれのある家畜伝染病が発生した場合は、発生状況と併せて、まん延防止活動の内容を周知する。また、それぞれの段階で関係機関、関係団体と連絡を密にするとともに、家畜伝染病の発生に関する情報について、報道機関等を通じて適切に公表するよう努める。

【参考資料 3】

秋田県危機管理計画に基づく県の防疫体制

区 分	本 庁	地域振興局
疑い事例 の対応	危機管理連絡部 主宰：危機管理監	地域危機管理連絡部 地域振興局長
	構成：各部局主管課長、県警察本部警備第二課長他 庶務：総合防災課	構成：総務企画部 福祉環境部 農林部 建設部 家畜保健衛生所
病性決定 後の対応	危機管理対策本部 本部長：知事 副本部長：副知事 警察本部長 危機管理監 本部員：各部局長 教育長 事務局長：総合防災課長 事務局次長：同課防災監 常任事務局員：総務課長 秘書課長 事務局員：畜産振興課長	現地危機管理対策本部 本部長：地域振興局長 副本部長：家畜保健衛生所長 構成：総務企画部 福祉環境部 農林部 建設部 家畜保健衛生所

仙北市特定家畜伝染病対策本部組織図

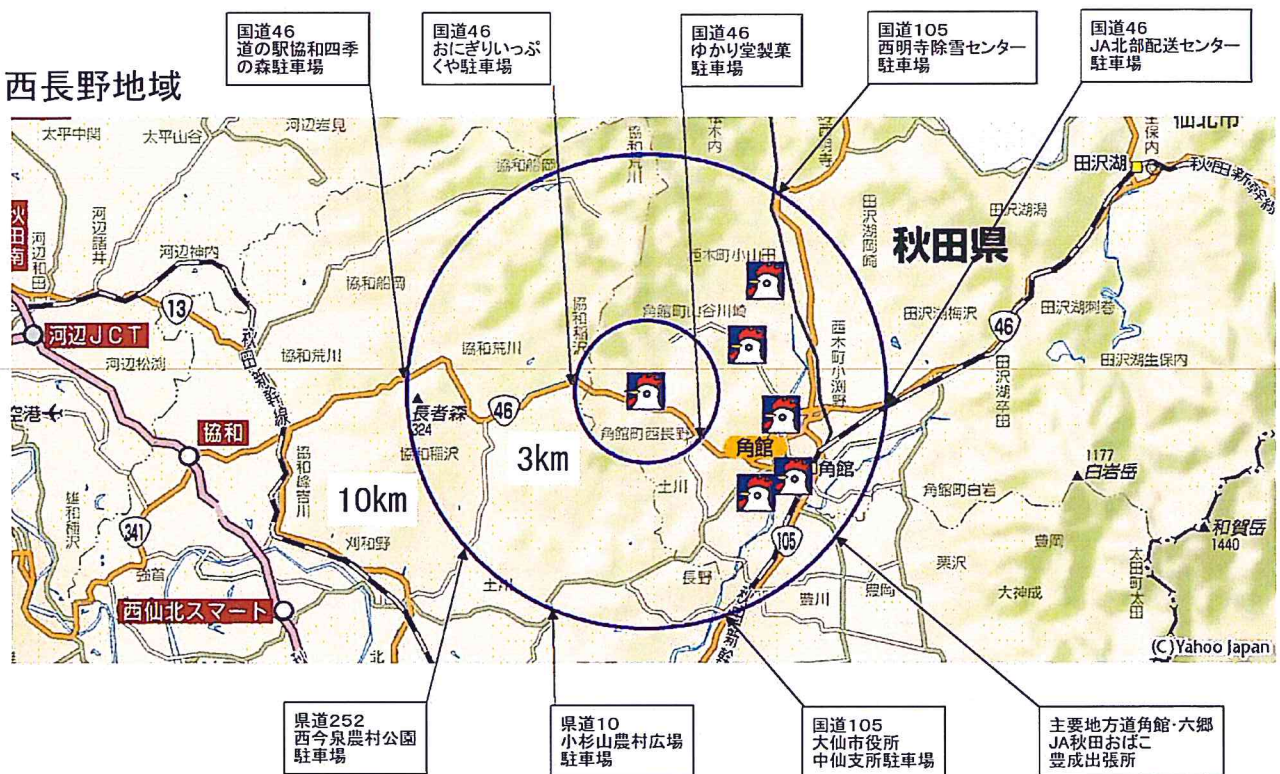


業務内容と県・市町村に係る分担(案)

項目	業務内容	対策本部		
		県(本庁)	県(現地)	市町村
動員	全体動員調整	○		
	家畜防疫員の動員(県内)	○		
	県職員(発生地域振興局以外)の動員	○		
	県職員(発生地域振興局)の動員		○	
	市町村職員の動員			○
	JA職員の動員	○	○	
	都道府県家畜防疫員等派遣要請	○		
	国家防疫官等派遣要請	○		
	自衛隊派遣要請	○		
	輸送手段の手配・確保	○	○	
	宿泊場所の手配・確保		○	
従事者の配置	動員者の配置	○	○	
	消毒ポイント		○	○
	住民説明会(発生地・埋却地)	○	○	○
従事者の健康管理	検診場所の選定・運営		○	○
	保健師確保・派遣	○		△
資材購入	防疫資材の必要量把握・発注	○	○	△
	食料等の必要量把握・発注	○	○	△
集合施設	集合施設の選定・運営		○	○
	防疫資材保管場所の選定・運営		○	○
防疫拠点	場所の選定		○	○
	設営・運営		○	○
埋却地の選定	所有地(畜舎隣接の場合)		○	○
	市町村有地		○	○
	国有地・県有地	○	○	
	その他掘削にともなう許認可	○	○	
埋却作業	埋却作業の請負の契約・監督		○	
住民説明会 (発生地・埋却地)	会場選定・設営		○	○
	住民への周知・案内		○	○
	資料作成・説明	○	○	
移動規制	通行の制限・遮断	○	○	○
	移動制限・搬出制限区域の設定	○	○	○
消毒ポイント	消毒ポイントの選定		○	○
	消毒ポイントの決定・通知	○	○	
	消毒ポイントの運営	○	○	○
	緊急消毒ポイント(発生農場周辺)関係	○	○	○
	道路占有協議(市町村道)		○	○
	道路占有協議(国道・県道)	○	○	
	警察への協力要請	○	○	
消石灰の配布	移動制限区域内の農場への配布		○	○
検査	移動制限・搬出制限区域農場の発生状況		○	○
	検査及び清浄性確認検査			
疫学調査	発生地における疫学調査		○	
	飼料・家畜等の疫学調査	○	○	
道路ルート調整	県域団体との調整	○	○	
	市町村・JA等の調整		○	○
検査・調査時の対応	車両		○	○
	案内			○
報道対応	報道対応	○	○	○

【消毒ポイント設置場所一覧・制限区域境界付近】

西長野地域



中川地域

